

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 17 号に規定するたこつぼ漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）12 月 15 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	①別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市天草町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	②別記 2 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 上天草市大矢野町上に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）12 月 15 日から令和 7 年（2025 年）12 月 19 日まで

3 備考

（1）この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 9 年（2027 年）2 月 28 日までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 操業区域①の許可又は起業の認可

別記 1 のとおり

イ 操業区域②の許可又は起業の認可

（ア）免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

（イ）使用するつぼの数は、1500 個を超えてはならない。

## 別記1

漁業時期	操業区域	条件
1月1日から 12月31日まで	<p>次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点2を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>基点1 熊本県漁場基点天第137号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）</p> <p>基点2 熊本県漁場基点天第151号（天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という。）と天草町との海岸線における境界）</p> <p>ア 基点1と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点1を基点として右へ311度48分、2,800メートルのところ</p> <p>イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ39度30分、2,450メートルのところ</p> <p>ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から1,800メートルのところ</p> <p>エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から200メートルのところ</p> <p>オ 基点2と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ314度28分、1,080メートルのところ</p> <p>カ 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）崎津と天草町大江との北側境界</p> <p>キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界</p>	<p>1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>2 使用するつぼの数は、1,500個を超えてはならない。</p>
9月1日から 翌年5月31日まで	天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と同市久玉町（以下、「久玉町」という。）との海岸線における境界から鹿児島県魚釣瀬を見通した線と牛深町と魚貫町との海岸線における境界から285度の線との間の天草海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。	1 使用するつぼの数は、3,000個を超えてはならない。

6月1日から 8月31日まで	<p>牛深町と久玉町との海岸線における境界から鹿児島県魚釣瀬を見通した線と次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線及びカの線以東の天草海。</p> <p>ただし、次のア、イ、キ、ク、ケ、コ、サ、シの点を順次に結んだ線以東の共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 芥北町と天草町との海岸線における境界点</p> <p>イ アから 312 度、1,800 メートルの点</p> <p>ウ イから 270 度の線と長崎県西海市大立島灯台から 180 度の線との交点</p> <p>エ 大立島灯台から 180 度の線と同県五島市黄島南端と同県長崎市野母崎樺島南端を結んだ線との交点</p> <p>オ 黄島南端と樺島南端を結んだ線と同県西海市平島西端から 180 度の線との交点</p> <p>カ オから 180 度の線</p> <p>キ 天草町下田鬼海ヶ浦展望台中央から恐ろし瀬頂点を見通した線上、恐ろし瀬頂点から 1,800 メートルのところ</p> <p>ク 天草町下田と同町高浜との境界太平岩から最大干潮時オガミ瀬南西端を見通した線上、1,800 メートルのところ</p> <p>ケ 天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から同町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、1,800 メートルのところ</p> <p>コ 天草町大江毛足山山頂から同町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ</p> <p>サ 魚貫町と天草町との海岸線における境界と小ヶ瀬頂点を見通した線から魚貫町と天草町との海岸線における境界を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ</p> <p>シ 魚貫町と天草町との海岸線における境界</p>	<p>1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>2 使用するつぼの数は、3,000 個を超えてはならない。</p>
-------------------	--	---

## 別記2

### 次の1及び2の区域

- 1 天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点4を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第1号共同漁業権漁場内上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）上地先）。

基点1 大矢野町上と同町中との境界

基点2 熊本県漁場基点天第15号（大矢野町黒島西端）

基点3 熊本県漁場基点天第11号（大矢野町羽千島北端）

基点4 大矢野町串北端

ア 基点1から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上4,500メートルのところ

イ 基点2と湯島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ339度、1,300メートルのところ

ウ 基点3と湯島北端を見通した線から基点3を基点として右へ36度38分、1,000メートルのところ

エ 基点4から長崎県堂崎を見通した線上、基点4から1,900メートルのところ